

答申第 550 号

平成 23 年 1 月 26 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 5 月 19 日付けで諮問された不適正経理処理等に係る処分に関する文書一部非公開の件（諮問第 604 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

不適正な経理処理に係る処分等に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成22年4月19日付けで、特定の部及び所属（以下「本件所属等」という。）における、不適正な経理処理に係る処分等の職階級別実施者数等が記載された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件所属等には職員が多数在籍していることから、本件所属等における、人事上の措置に係る職階級別実施者数（以下「本件非公開情報」という。）を職員名簿等他の情報と照合しても、特定の個人は識別されない。

イ 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）は、特定の個人が識別される情報について「他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができることとなるものを含む」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号本文）という規定を設けていない。

ウ 本件非公開情報を公開しても、個人の権利利益を害するおそれはない。公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがない情報は、非公開とすることはできない。

エ 平成22年3月18日記者発表資料「不適正経理処理等に係る処分について」（以下「本件発表資料」という。）において特定の個人が識別される役職、年齢、性別等が公表されていることから、本件非公開情報を公開できないとする理由はない。

オ 不適正な経理処理に係る処分等は、県職員の職務遂行上の問題から実施されたものであり、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る

情報であるから、本件非公開情報は条例第5条第1号ただし書ウに該当し、公開しなければならない。

### 3 実施機関（総務局組織人材部人材課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件発表資料について

ア 実施機関は、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分の実施に当たり、懲戒処分等の公表基準（以下「本件基準」という。）に基づき、一定の事項を公表している。一方、訓戒等の人事上の措置については、通常、懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対する訓戒等の場合を除き、公表の対象としていない。

イ 本件発表資料では、不祥事に対する反省を示すという意味で、本件基準に定めのない事項についても例外的に公表している。また、今回の不適正な経理処理に関しては、限定された年度及び職務内容を対象として、懲戒処分及び人事上の措置（以下「処分等」と総称する。）を実施していることから、本件発表資料の内容は、処分等の対象となった者が推測されやすいものとなっている。

#### （2）条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報は、本件所属等における、人事上の措置に係る職階級別実施者数であり、神奈川県職員録等により公表されている情報と照合することにより、容易に特定の職員が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

#### （3）条例第5条第1号ただし書該当性について

ア 本件行政文書は、本件発表資料そのものではなく、公表されたものではない。また、本件非公開情報は、特定の職員が文書訓戒等の人事上の措置の対象となったことが判明する情報であることから、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

イ 職員個人の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務の遂行に関する情報に該当しない。また、本件非公開情報は、特定の職員が文書訓戒等の人事上の措置の対象となったことが判明する情報であることから、公

務員等の氏名と同様に、公務員等の職務の遂行に関する情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書ウに該当しない。

ウ 本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書ア及びエに該当しないことは明らかである。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件所属等における、不適正な経理処理に係る処分等の職階級別実施者数等が記載された文書である。

##### (3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、本件所属等には職員が多数在籍していることから、本件非公開情報を他の情報と照合しても、特定の個人は識別されないと主張している。

これに対し実施機関は、本件非公開情報は神奈川県職員録等によ

り公表されている情報と照合することにより、容易に特定の職員が識別され、又は識別され得る情報であると説明している。

(ウ) 本件発表資料には、不適正な経理処理の分類に応じた処分量定等が詳細に記載されており、限定された年度において、特定の職務を担当していた職員を対象として、不適正な経理処理に係る処分等が実施されたことが明らかにされているものと認められる。

(エ) 不適正な経理処理に係る処分等に当たって、実施機関が公表した情報の内容を考慮すると、本件非公開情報は、神奈川県職員録等に記載された職員の氏名等の情報と照合することにより、本件所属等において、人事上の措置の対象とされた職員が識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 不服申立人は、本件発表資料において特定の個人が識別される役職、年齢、性別等が公表されていることから、本件非公開情報を公開できないとする理由はないと主張している。

これに対し実施機関は、本件行政文書は本件発表資料そのものではなく、公表されたものではないこと等から、本件非公開情報は条例第5条第1号ただし書イに該当しない旨説明している。

b 当審査会において本件発表資料を確認したところ、いわゆる「預け金」を私的に流用した事案等に係る個別の処分の内容として、特定の個人が識別され得る情報が記載されていることが認められる。

一方、本件非公開情報は、本件所属等における、人事上の措置に係る職階級別実施者数が記載されたものであり、本件発表資料により公表された情報と同一の情報であるとは認められない。

c また、本件非公開情報は、本件所属等において、人事上の措置の対象とされた職員が識別され得る情報であると認められること

から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

本件非公開情報は、本件所属等において、人事上の措置の対象とされた職員が識別され得る情報であって、当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(エ) 本件非公開情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 5 月 19 日	○ 諮問
5 月 24 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 11 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 15 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 22 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 14 日 (第100回部会)	○ 審議
10 月 1 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
10 月 13 日 (第101回部会)	○ 審議
11 月 9 日 (第102回部会)	○ 審議
12 月 27 日 (第103回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 1 月 26 日現在) (五十音順)